エコアクション２１

環 境 経 営 レ ポ ー ト

≪　令和３年１０月～令和４年９月　≫

令和４年１０月２０日

相互建設　株式会社

事業所の概要

１．　事業者名及び代表者名

相互建設株式会社（倉庫、資材置場含む）
代表取締役　佐々木　譲

２．　所 在 地

〒770-0044
徳島県徳島市庄町４丁目 32-4

３．　環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者　　：取締役　佐々木　淳
担当者　事務部　　：藤川　佐智子
連　　絡　　先　　：(TEL) 088-631-2015 (FAX) 088-633-0756

４．　事業内容

一般建設業
許可番号：徳島県知事許可（般－01）第 2865 号
建設業の種類：土木工事業　とび・土工工事業　舗装工事業
産業廃棄物収集運搬業
許可番号：3600085751
取り扱う産業廃棄物の種類：廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類，木くず，ｺﾞﾑくず，金属くず
ｶﾞﾗｽくず，ｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず，がれき類
※収集運搬業としての業務は行っていない。自ら行う工事において発生する
廃棄物のみを取り扱っている。

５．　事業の規模

規　　模	単　位	令和１年度	令和２年度	令和３年度
売　上　高	百万円	133	168	161
従　業　員	人	14	12	9
床面積（２階・３階）	㎡	100.21	100.21	100.21
倉　庫（１階）	㎡	50.71	50.71	50.71
資機材置場面積	㎡	120	120	120

６．　事業年度

１０月　～　９月

■　認証・登録の対象組織・活動

登録組織名　　相互建設株式会社（倉庫、資材置場含む）
活　　動　　建設業の全従業員による活動

７．　対象範囲

上記の事業内容の活動　※ただし産業廃棄物収集運搬業は除く

環境経営システム組織図

作成日：令和１年１０月２０日
作成者：藤川佐智子

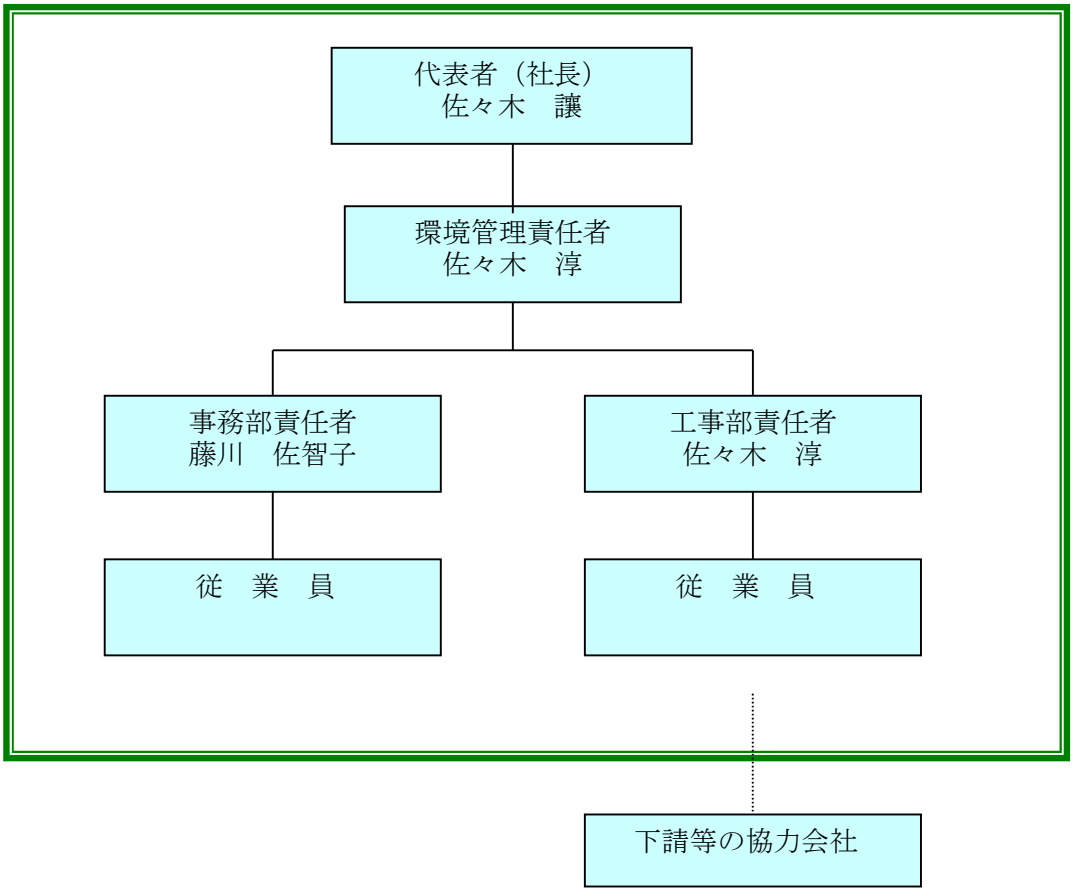

	役割・責任・権限
社長	・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施及び管理に必要な、人、設備、費用、時間能技術者を用意 ・実施体制の構築 ・環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ・環境目標の設定を承認
環境管理責任者	・環境経営システムを構築し、実施し、管理 ・法規制等の要求事項登録簿を承認 ・環境活動実施計画書を承認
事務部	・環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 ・「環境関連法規等チェックリスト」の作成 ・環境目標・環境活動実施計画書原案の作成 ・環境活動実施計画の実績集計 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口
部門長	・自部門における環境経営システムの実施 ・自部門における環境方針の周知 ・自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ・自部門に関連する環境目標及び環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ・特定された項目の手順書作成及び運用管理 ・自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成、テスト・訓練・記録 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置
全従業員	・環境方針を理解と環境への取組の重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

環境経営方針

基本理念

相互建設株式会社は、本業である舗装専門業を通じて、地域住民の生活文化の向上に協力すると共に、環境に配慮した事業活動を継続的に取り組み、全社員一丸となって人と自然に優しい環境作りを目指します。

方　針

当社は、事業活動から生じる環境への影響を考慮し、下記の方針に基づき環境経営活動に努めます。

１．　当社の事業活動に関わる環境への影響を常に認識し、自主的・積極的に環境への取組と継続的な環境負荷の削減に努めます。

２．　当社の事業活動に関わる環境関連の法令、徳島県条例、徳島市条例、その他を遵守します。

３．　当社の事業活動に関わる環境影響のうち、次の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。

①二酸化炭素排出量の削減

②水資源使用量の削減

③廃棄物のリサイクルの推進

④環境に配慮した工事

⑤グリーン調達の推進

⑥地域貢献活動への参加

⑦働きやすい環境の整備

４．　この環境経営方針は、全社員に周知すると共に、環境経営レポート等で社外へも公表します。

上記の方針達成のために、「環境経営の継続的改善に努める」という目標を設定し、定期的に見直し環境経営システムを推進します。

制定日　令和２年　１０月　２０日

相互建設株式会社

代表取締役　佐々木　　譲

環　境　経　営　目　標

作成者:藤川　佐智子

◆　事務部　◆

	単　位	令和2年度 (R2.10～R3.9) 実績(基準値)	令和3年度 目　標 0.5%削減	令和4年度 目　標 1.0%削減	令和5年度 目　標 1.5%削減
①　電力使用量	kWh／年	**3825.00**	3805.88	3786.75	3767.63
②　燃料使用量　ガソリン・灯油	L／年	**2887.30**	2872.86	2858.43	2843.99
③　二酸化炭素排出量	kg-CO_2	**8159.69**	8118.89	8078.09	8037.29
④　水道使用量	m^3	**55.00**	54.73	54.45	54.18
⑤　一般廃棄物排出量	kg／年	**23.40**	23.28	23.17	23.05
⑥　地域貢献活動への参加	回／年	**6.00**	6.00	6.00	6.00

※　令和2年度実績を基準値とし、毎年0.5%の削減を目標とする。
※　電力のCO2換算係数は、令和2年度の四国電力調整排出係数0．411を使用している。

◆　工事部　◆

項　　目	単　位	令和2年度 (R2.10～R3.9) 実績(基準値)	令和3年度 目　標 0.5%削減	令和4年度 目　標 1.0%削減	令和5年度 目　標 1.5%削減
①　燃料使用量　ガソリン・軽油	L／年	**17277.90**	17191.51	17105.12	17018.73
燃料使用量　液化石油ガス(LPG)	kg／年	**668.50**	665.16	661.82	658.47
②　二酸化炭素排出量	kg-CO_2	**46410.12**	46178.07	45946.02	45713.97
③　リサイクルの推進 (産業廃棄物)	%／年	**95.00**	95.00	95.00	95.00
④　環境に配慮した工事・施工	環境に配慮した工事の実施に努める。				

※　令和2年度実績を基準値とし、毎年0.5%の削減を目標とする。
※　化学物質は使用していない為、削減目標は設定しないものとする。

令和3年度 目 標 と そ の 実 績 ≪ 令和3年10月～令和4年9月 ≫

作成者:藤川　佐智子

◆ 事務部 ◆

項　　目	単 位	目 標 値	実 績 値	達 成 率
① 電力使用量	kWh／年	**3,805.88**	4,010.00	95%
② 燃料使用量	L／年	**2,872.86**	2,779.32	103%
③ 二酸化炭素排出量	kg-CO_2	**8,118.89**	8,122.14	100%
④ 水道使用量	m^3	**54.73**	39.00	140%
⑤ 一般廃棄物排出量	kg／年	**23.28**	17.01	137%
⑥ 地域貢献活動への参加	回／年	**6.00**	6.00	100%

■ 評価

①電力使用量 ⇒ 目標としていた数値より、増加し、目標は達成されなかった。
②燃料使用料 ⇒ 目標としていた数値より減少し、目標は達成されている。
③二酸化炭素排出量 ⇒ 目標としていた数値とほぼ変わらず、目標は達成されている。
④水道使用量 ⇒ 目標としていた数値より減少し、目標は達成されている。
⑤一般廃棄物排出量 ⇒ 目標としていた数値より減少し、目標は達成されている。
⑥地域貢献活動への参加 ⇒ 目標としていた数値とほぼ同じで、目標は達成されている。

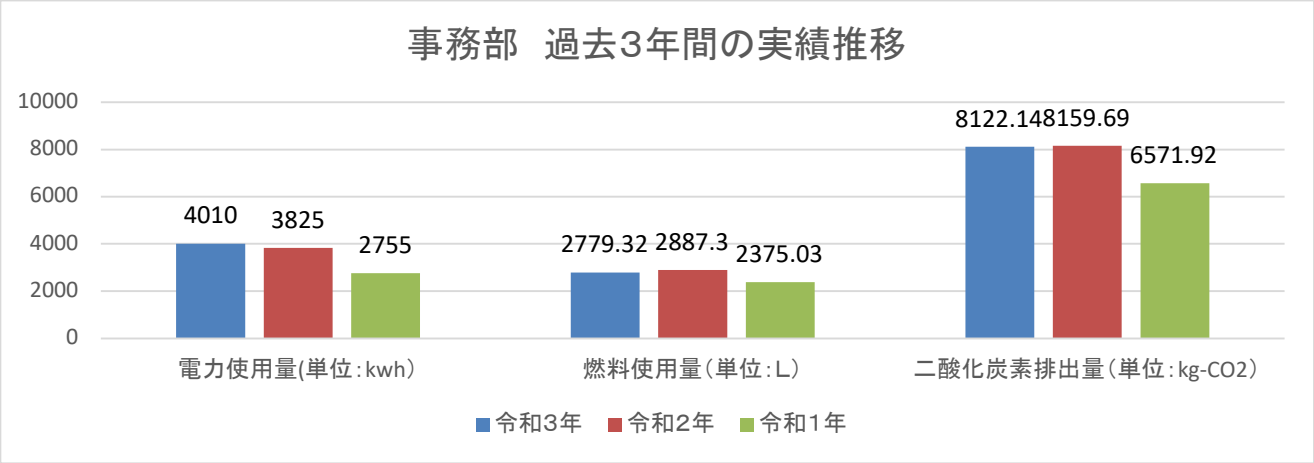

令和3年度 目 標 と そ の 実 績 ≪ 令和3年10月～令和4年9月 ≫

作成者:藤川　佐智子

◆ 工事部 ◆

項　　目	単 位	目 標 値	実 績 値	達 成 率
① 燃料使用量 ガソリン・軽油	L／年	**17,191.51**	13,323.91	129%
燃料使用量 液化石油ガス(LPG)	kg／年	**665.16**	735.00	90%
② 二酸化炭素排出量	kg-CO_2	**46,178.07**	36,387.34	127%
③ リサイクルの推進（産業廃棄物）	%／年	**95.00**	100.00	105%
④ 環境に配慮した工事・施工	環境に配慮した工事の実施に努める。		努めた	○

産業廃棄物（建設副産物） 実績量 621.50t

■ 評価

②燃料使用量 ⇒ ガソリン・軽油に関しては、目標としていた数値より大幅に減少し、目標は達成されたが、液化石油ガスに関しては、目標としていた数値より増加し、目標は達成されなかった。

③二酸化炭素排出量 ⇒ 目標としていた数値より減少し、目標は達成されている。

⑤リサイクルの推進 ⇒ 目標は達成されている。

⑥環境に配慮した工事・施工 ⇒ 目標は達成されている。

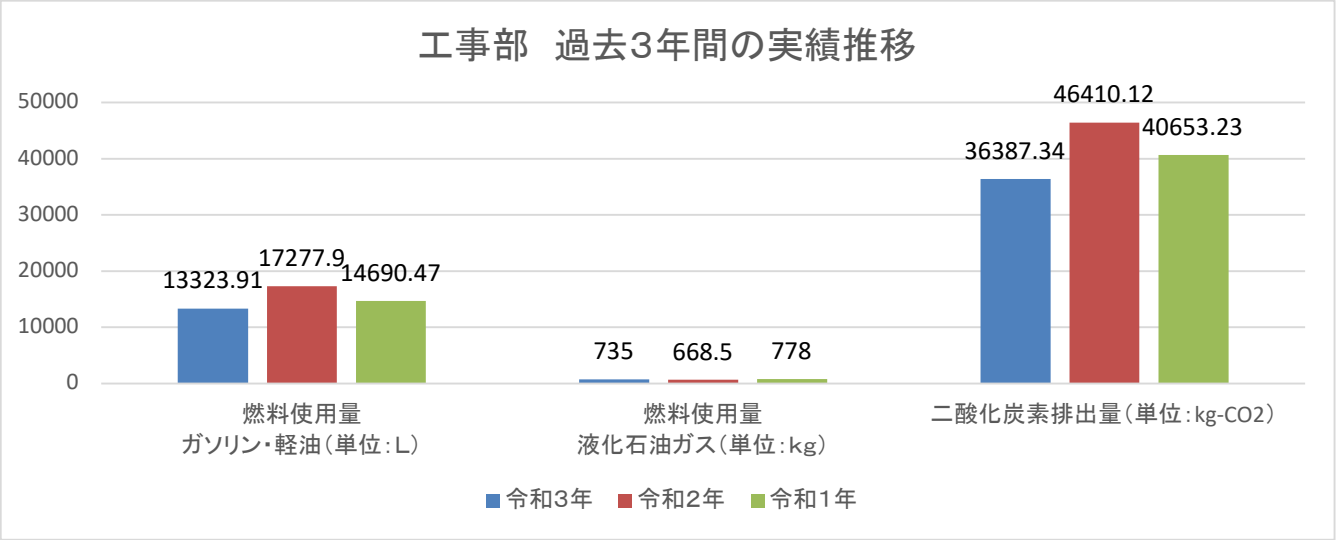

主要な環境活動計画の内容　取組み結果の評価 と次年度の取組内容
≪ 令和３年 10 月～令和４年９月 ≫

取　り　組　み　計　画	達 成 状 況	評　価（結果と今後の方向）
二酸化炭素排出量の削減 ①電力使用量の削減 ◆事務所◆ ・エアコンの温度設定　冷房２７℃　暖房２０℃ ・エアコンフィルターの定期清掃（年２回） ・不要時、休憩時の消灯	◆事務所◆ 目標：3,805.88 kwh 実績：4,010.00 kwh 達成率：　95 %	猛暑・厳冬のため設定温度が守れない日があった為、目標値を達成できなかった。
二酸化炭素排出量の削減 ②燃料使用量の削減 ◆事務所◆現　場◆ ・アイドリングの禁止 ・運転マナーの向上及びエコドライブの励行 ・無駄な荷物を載せて走らない。 ・空ぶかしの禁止 ・同じ目的地への移動は、出来るだけ同乗する。 ・重機、作業車両の自主点検を励行する。	◆事務所◆ 目標：　2,872.86 L 実績：　2,779.32 L 達成率：　103 % ◆現　場◆ ガソリン・軽油 目標：　17,191.51 L 実績：　13,323.91 L 達成率：　129 % 液化石油ガス(LPG) 目標：　665.16 kg 実績：　735.00 kg 達成率：　90 %	事務所のガソリン等の燃料使用量に関して、外出するときは、まとめてするようにした為、目標値を達成できた。 現場のガソリン等の燃料使用量に関しては、できるだけ同乗するなどして、燃料使用量を抑えた為、目標値を達成できた。
③水資源使用量の削減 ◆事務所◆ ・こまめに止水する。 ・トイレ手洗いは、タンク流入水の利用	◆事務所◆ 目標：　54.73 ㎥ 実績：　39.00 ㎥ 達成率：　140 %	会社全員の節水努力の甲斐もあり、目標値を達成することができた。
④一般廃棄物排出量の削減 ◆事務所◆ ・設置したゴミ箱ごとに分別の徹底を行う。 ・コピー用紙の裏面利用及びミスコピーの削減。 ・電子メールの活用 ・封筒の再利用（使い回し）	◆事務所◆ 目標：　23.28 kg 実績：　17.01 kg 達成率：　137 %	ゴミの分別はほぼできていた。 目標値の達成はできているので、更なる徹底に努めていく。
⑤廃棄物のリサイクルの推進 ◆現　場◆ ・建設副産物の再生処理を推進する。 ・再生材の分別徹底を行う。 ・材料の必要量を把握し発注する。	◆現　場◆ 目標：　100 % 実績：　100 % 達成率：　100 %	今後もマニフェストの管理のもとに適正に処理し、更なる徹底に努める。
⑥グリーン調達の推進 ◆事務所◆ ・事務用品からエコマーク商品を積極的に購入する。	◆事務所◆ 資材や消耗品の購入時にはグリーン購入に努めた。	今後も必要な商品の購入時には、省エネ、エコ商品の購入を推進していく。
⑦環境に配慮した工事・施工 ◆現　場◆ ・現場で使用する資材は、できるだけ環境にやさしいもの（木材看板等）を調達する。	◆現　場◆ 環境に配慮した工事の実施に努めた。	前年に引き続き、木材看板、再生アスコン低騒音、振動型・排ガス規制の建設機械使用夜間照明ＬＥＤに取り組む。

⑧地域貢献活動への参加 ◆事務所◆ ・アドプト事業への積極参加。 ・会社周辺の清掃美化活動を推進する。 ・受注した工事現場の美化活動を行う。	◆事務所◆ 目標：　6 回 実績：　6 回 達成率：　100 %	前年に引き続き、アドプト事業への参加、 会社周辺の清掃美化活動ができている。 今後も取り組みを続けたい。
≪ 総 括 ≫ 電力使用量の実績値が目標値を超えてしまい目標達成に至らなかった。 その他の項目については、目標値に近寄った実績値となり目標達成となっている。		
≪次年度の取組内容≫ ・令和３年度の取組内容と同様にする。		

次年度の環境活動計画の内容
≪ 令和４年 10 月～令和５年９月 ≫

環境活動計画　取組内容
二酸化炭素排出量の削減 ①電力使用量の削減 ◆事務所◆ ・エアコンの温度設定　冷房２７℃ ・エアコンフィルターの定期清掃（年２回） ・不要時、休憩時の消灯 ・省エネ基準をクリアしたエアコンに取替する。
二酸化炭素排出量の削減 ②燃料使用量の削減 ◆事務所◆現　場◆ ・アイドリングの禁止 ・運転マナーの向上及びエコドライブの励行 ・無駄な荷物を載せて走らない。 ・空ぶかしの禁止 ・同じ目的地への移動は、出来るだけ同乗する。 ・重機、作業車両の自主点検を励行する。
③水資源使用量の削減 ◆事務所◆ ・こまめに止水する。 ・トイレ手洗いは、タンク流入水の利用
④一般廃棄物排出量の削減 ◆事務所◆ ・設置したゴミ箱ごとに分別の徹底を行う。 ・コピー用紙の裏面利用及びミスコピーの削減。 ・電子メールの活用 ・封筒の再利用（使い回し）
⑤廃棄物のリサイクルの推進 ◆現　場◆ ・建設副産物の再生処理を推進する。 ・再生材の分別徹底を行う。 ・材料の必要量を把握し発注する。
⑥グリーン調達の推進 ◆事務所◆ ・事務用品からエコマーク商品を積極的に購入する。
⑦環境に配慮した工事・施工 ◆現　場◆ ・現場で使用する資材は、できるだけ環境にやさしいもの(木材看板等)を調達する。
⑧地域貢献活動への参加 ◆事務所◆ ・アドプト事業への積極参加。 ・会社周辺の清掃美化活動を推進する。 ・受注した工事現場の美化活動を行う。

環境関連法規制等の遵守状況

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

厳守評価実施日：令和４年１０月２０日

区　分	法令又は条例	法律	条例	規制内容（概要）	遵守チェック
廃棄物	**廃棄物の処理及び清掃に関する**	○		◎委託契約の締結、許可証の確認 ◎産業廃棄物運搬車両表示と運搬内容記載書面の携帯義務 ◎マニフェストの交付と５年間の保存義務 ◎Ｂ2、Ｄ票交付から 90 日以内（特別管理産業廃棄物は 60 日以内）Ｅ票 180 日以内に送付されない場合は 30 日以内に都道府県知事に報告 ◎マニフェスト交付状況報告（徳島県に毎年６月末まで）	レ
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物	○		◎野外焼却の禁止 ◎積み上げ高さの厳守、雨、風、悪臭発生の防止、保管場所の掲示	レ
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 一般廃棄物 徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	○	○	◎燃やせるゴミ、燃やせないゴミ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック等分別排出	レ
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	○		◎対象工事 ・解体工事　80㎡以上 ・建築物の新築・増築工事　500㎡以上 ・建築物の修繕・模様替工事　1億円以上 ・土木工事　500万円以上 ◎分別解体、再資源化の促進 ◎発注者への書面による計画等説明、工事を事前に都道府県知事に届出（7日前まで）、完了報告	レ
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○		◎再生資源利用計画の作成 ◎管理体制の整備 ◎実施状況の記録・保存	レ
大気汚染	**特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）**	○		◎平成 18 年 10 月以降購入機械 基準適合機械の使用、点検整備の実施により排出ガス性能の維持、適正燃料の使用 ◎国土交通省直轄工事 平成３年より排ガス対策型建設機械使用の原則	レ
	フロン類の使用の合理化及び管理の適性化に関する法律（フロン排出抑制法）	○		◎地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制の為、第一特定製品の管理者（所有者等）には機器及びフロン類の適切な管理義務 ◎第一種特定製品の使用に関する義務 ・３か月に１回以上の点検の実施 ・点検等の履歴の保存 ・漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填の禁止 ・フロン類算定漏えい量の報告	レ
	騒音規制法 徳島県生活環境保全条例	○	○	◎都道府県県知事が地域指定場所においての解体作業 ①くい打ちくい抜き機作業（圧入機は除く） ②さく岩機 ③空気圧縮機　定格出力 15ｋｗ以上 ④バックホー　定格出力 80ｋｗ以上 ⑤トラクターショベル　定格出力 70ｋｗ以上 ⑥ブルドーザー　定格出力 40ｋｗ以上 着工７日前までに知事（市町村）に届出、作業敷地境界 85db 以下（ただし作業時間、期間の規定あり）	レ
	振動規制法	○	○	◎都道府県県知事が地域指定場所においての解体作業 ①くい打ちくい抜き機作業（圧入機は除く） ②鋼球を使用しての破壊作業 ③舗装版破砕機を使用する作業 ④ブレイカー（手持ち式は除く）作業 着工７日前までに知事（市町村）に届出、作業敷地境界 75db 以下（ただし作業時間、期間の規定あり）	レ
道路使用	**道路交通法**	○		◎道路の使用の許可 道路使用許可申請書の提出　（所轄警察署長の許可を受ける）	レ
過積載	**道路運送車両法**	○		◎車両の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。	レ

危険物	**高圧ガス保安法** **液化石油ガス保安法**	○		◎車両により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従う。 ◎移動に係る技術上の基準等 ・車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。 ・充てん容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。 ・容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等を積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下であること。	レ
水質	**浄化槽法**	○		◎浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することが目的。 ◎浄化槽に関する法第 10 条第 1 項の規定による保守点検の回数 対象となる浄化槽の種類：分離単純ばっ気方式、処理対象人数 20 人以下 ・清掃・保守点検　3 回／年 ・水質検査　1 回／年	レ

環境関連法規制等の順守状況の定期評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。
また運用期間中における違反や訴訟もありませんでした。

取　組　み　写　真

一般廃棄物排出量の削減

電力使用量の削減

水資源使用量の削減

地域貢献活動への参加

代 表 者 に よ る 全 体 の 評 価 と 見 直 し 記 録

≪ 令 和 3 年 10 月 ～ 令 和 4 年 9 月 ≫

（適切性、妥当性、有効性の確認）

実施日：令和４年１０月２０日

<table>
<tr><th colspan="2">見直しに必要な情報</th><th>変更の必要性の有無・指示事項</th></tr>
<tr><td>（環境管理責任者の報告 ）</td><td>（ 環境管理責任者のコメント・提案 ）</td><td>（ 代 表 者 ）</td></tr>
<tr><td>［取組状況の評価結果］
・法的要求事項の遵守状況
・是正及び予防処置の状況

・関連法規遵守　苦情・訴訟なし
・是正及び予防措置なし</td><td rowspan="2">［環境経営方針］
・二酸化炭素排出量の削減
現場・事務所ともにほぼ目標達成できた。
・廃棄物のリサイクルの推進
廃棄物の分別徹底･リサイクル達成できた。
・グリーン調達の推進
もっと積極的に購入を検討していく必要がある。
・地域貢献活動への参加
徳島県アドプト事業での清掃活動を６回行った。</td><td>［環境経営方針］
ＥＡ２１の取組みに当たり、環境経営方針等全社員に周知、認識させ、全社員一丸となって人と自然に優しい環境作りを目指します。
ＥＡ２１ガイドライン 2017 年版に沿った、環境経営の継続的な改善に努めていきます。

変更の必要性：　有　（無）</td></tr>
<tr><td>［目標の達成度］
・事務所の電気使用量について、目標値が達成できなかった。

・その他の項目については、達成できている。

・</td><td>［目標］
・達成できている項目も含め、より一層の取組み努力が必要である。</td><td>［目標・環境活動計画］
特に変更する内容はない。
来年度の目標値に向け、計画的に推進していく。

変更の必要性：　有　（無）

［実施体制］
このままの体制で取り組んでいく。</td></tr>
<tr><td>［周囲の変化状況］
・外部コミュニケーション
・法的要求事項の動向他

・環境についての要望はなし</td><td>［システムの各要素］
・このままのシステムにより、エコアクション 21 を推進していく。</td><td>［経営者からの指示］
今後も経営システムを周知徹底し、従業員の環境に対する意識付けをはかる。

変更の必要性：　有　（無）</td></tr>
</table>